

令和4年 第11回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年11月15日(火) 午後2時00分  
場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 柴谷 孝俊  
農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

5番 小野 不二夫 6番 渡邊 丸美

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議 事

- (1) 議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、  
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、  
農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第69号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第70号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時07分)
-----	--

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 5番：小野不二夫委員、6番：渡邊丸美委員をお願いします。
-----	---

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第10回定例総会から本日の令和4年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた3点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案第64号の説明をさせていただきます。1ページの議案第64号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和4年11月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年11月16日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第64号の案件につきましては、15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番: 工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(15番委員 退室)</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第64号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14番委員	<p>挙手全員により、「議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>15番委員の入室を認めます。</p>

<p>議 長</p> <p>農業振興課</p>	<p>(15 番委員 入室)</p> <p>次に、「議案第 65 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。</p> <p>引き続き、同じ冊子の 13 ページ目をご覧ください。議案第 65 号でございます。今回、中間管理機構の貸借地にて配分替え等がございます。配分替えの計画につきましては、別の議案として提出いたしております。 農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和 4 年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和 4 年 11 月 16 日公告予定分を朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第 65 号の案件につきましては意見を求められておりますが、15 番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14 番：工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(15 番委員 退室)</p>
<p>14 番委員</p>	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第 65 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>14 番委員</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 65 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
<p>14 番委員</p>	<p>挙手全員により、「議案第 65 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。 15 番委員の入室を認めます。</p> <p>(15 番委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 2 時 22 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後 2 時 23 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に「議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書の1ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番及び番号2番の2案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、かねてより申請地を耕作しておりましたが、平成24年に福岡県大牟田市に転居し、申請地の管理を譲受人の法人に依頼していました。この度、譲渡人より高齢のため管理に苦慮するとのことで、買って欲しくないかと申し出があったため、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は93aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが農業をしていないため管理に苦慮しており、譲受人に申請地の管理を依頼していました。この度、譲渡人から貰って欲しいとの相談があり、無償を条件に贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、187aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号3番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。11月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和4年10月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、1aとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号4番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p>
14番委員	<p>大野の工藤です。11月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが遠方に住んでいるため管理に苦慮していました。譲受人は、申請地付近で大工の仕事をしながら兄の農業の手伝いをしていましたが、今後は農業に専念したいと考えており、今回、共通の知り合いを通じて売買で話がまとま</p>

	<p>り、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、88 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号 5 番の 1 案件を 11 番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。
11 番委員	<p>千歳の廣瀬です。11 月 4 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、市外在住で農地の管理ができず、申請地付近で耕作をしている譲受人に 10 年程前から贈与を前提で管理を依頼していました。今回、譲渡人の母からの相続登記が完了したことを受けて、改めて贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、143 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 66 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 66 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 66 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	挙手全員です。
議 長	<p>挙手全員により「議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページ、概要書の 6 ページ、図面の 1 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を 3 番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3 番委員	<p>三重の後藤綾子です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請者は現在、賃貸住宅に夫と二人で暮らしていますが、退去通告をされたため、一般住宅の新築を計画しました。申請地以外の土地も探しましたが条件に合う土地がなく、将来的なことも考慮し、一人暮らしの申請者の母が住む実家の隣にある申請地に建</p>



	<p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、譲受人が平成24年に隣接地である3239番1に一般住宅を建築する際に分筆した土地で、建築後間もなく、芝生を張り庭木を植え宅地として利用してきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第68号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第68号の番号1番から番号3番までの3案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第68号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第69号 現況証明(非農地証明)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、概要書の10ページ、図面の13ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号15番までの15案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号15番までの15案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番から番号3番までの3案件を10番：工藤幸市委員にお願いいたします。</p>
10番委員	<p>三重の工藤です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、狭小で傾斜があり耕作に不向きな土地であり、耕作をせず放置したため原野化しており、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められ</p>



	<p>るとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法第4条の許可を得て申請者の夫が植林をした農地で、現況は山林化していますが、当時の許可証がなく地目変更が出来ないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に影響はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められることとなりました。</p> <p>次に、番号3番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡祖母が農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、植林後30年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められることとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	次に、番号4番及び番号5番の2案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。
9番委員	<p>三重の久保田です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡父が農業用倉庫を建築した土地で、現況は宅地となっていますが、地目変更が出来ないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められることとなりました。</p> <p>次に、番号5番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡父が農地法第4条の許可を取得せずに一般住宅を建築した土地ですが、建築後40年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められることとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	次に、番号6番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。
2番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。11月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法第5条の許可を得て一般住宅を建築した土地で、現況は宅地となっていますが、当時の許可証がなく地目変更が出来ないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用</p>



	<p>次に、番号 11 番の案件については、申請地は、狭小で耕作に不向きな土地であったため、亡父が農地法第 4 条の許可を得ず植林をした土地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、ありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>14 番委員</p>	<p>次に、番号 12 番の 1 案件を 14 番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p> <p>大野の工藤です。11 月 4 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 12 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、昭和 53 年頃に農業用倉庫用地として転用したため、申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧によりコンクリート敷きにしており、周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p>	<p>次に、番号 13 番から番号 15 番までの 3 案件を 5 番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p> <p>犬飼の小野不二夫です。11 月 7 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 13 番から 15 番までの 3 案件については関連がありますので一括して報告します。番号 13 番から 15 番までの 3 案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。13 番案件については、申請地は、農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用を行った土地ですが、現況は農業用倉庫が建っているため申請したものです</p> <p>判断基準は、農地法第 4 条第 1 項ただし書又は第 5 条第 1 項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>次に、番号 14 番の案件については、申請地は、平成 11 年 10 月に土地を購入後、申請者が取締役である法人の資材置場用地として転用したため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるものうち、6 つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地があるが、十分に転圧されており、周囲への影響は認められません。</p> <p>次に、番号 15 番の案件については、申請地は、平成 11 年 10 月に土地を購入後、申請者が取締役を務める法人のトラック等の進入路として整備をし、転用したため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるものうち、6 つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地があるが、十分に転圧されており、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p>

議 長	<p>以上、報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 69 号の番号 1 番から番号 15 番までの 15 案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 69 号の番号 1 番から番号 15 番までの 15 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 69 号の番号 1 番から番号 15 番までの 15 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 69 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 15 番までの 15 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 70 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 5 ページをお開きください。</p>
議 長	<p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p>
議 長	<p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を、5 番：小野不二夫委員と 45 番：矢倉秀憲委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和 4 年第 11 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 3 時 09 分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 5 番委員 小野 不 = 夫

〃 6 番委員 渡邊 丸美

